

- 附属資料 -

1 用語解説

用 語		解 説
ア行	一般会計	会計区分の一つで、地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅した会計のこと。 これに対し、特定の事業を行ったり、特定の歳入を特定の歳出に充てるため、経理を独立して設けられるものを特別会計という。下水道事業は、特別会計に属する。
	雨水浸透トレンチ	雨水浸透機能を有した管きよ。
	雨水浸透ます	雨水ますの底部に穴を開け、その周囲に砂利を敷き並べ、そこから雨水を地下に浸透させるもの。
	雨水流出抑制型下水道	浸透や貯留により、雨水流出量を減少させたり、流出ピークを平滑化させ、河川への流出量を軽減させる下水道整備の一手法。
	打ち水	庭や道路等屋外に水を撒く昔からの日本の風習。また、その撒く水のこと。
	汚濁負荷量	公共用水域に排出される有機物や窒素・リン等の汚濁物質量。
カ行	可とう性化	管きよの伸縮や振動等を吸収し、地震等の衝撃に耐える目的で製品を施工すること。地震対策で管きよとマンホールの継ぎ手部等に用いられる。
	かんよう 涵養(地下水の涵養)	地表の水(降水や河川水)が帯水層に浸透し、地下水が供給されることをいう。
	きょう雑物	下水に含まれる固形物で、管きよ内の堆積物の原因となる物質。
	きょうじょ 共助	自分だけでは解決や行うことが困難なことについて、周囲や地域が協力して行うこと。
	下水汚泥	下水処理場等から下水を処理した際に発生する泥状物質。
	下水道使用料	下水道の維持管理費等の経費に充てるため、下水道管理者が条例に基づき使用者から徴収する使用料金のこと。
	下水道普及率	行政区域内の総人口に占める処理区域内人口の比率をいい、百分率で表す。また、対象とする区域の総面積のうち、下水道が整備されている面積の比率で定義される面積普及率を用いる場合もある。
	健全な水循環	平成10年に発足した健全な水循環系構築に関する関係省庁連絡会議(環境省、国土交通省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省)の中では、「流域を中心とした一連の水の流れの過程において人間の営みと環境の保全に果たす水の機能が、適切なバランスの下に確保されている状態」と定義されている。

用語		解説
カ行 (つづき)	公共下水道	主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道。 小平市では、昭和 45 年度に事業として整備を始めた。
	公共用水域	水質汚濁防止法に定められる公共利用のための水域や水路（河川、湖沼、港湾、沿岸海域、公共溝きよ、かんがい用水路、その他の公共の用に供される水域または水路）のこと。
	高度処理	通常の有機物除去を主とした処理（二次処理）で得られる処理水質以上の水質を得る目的で行われた処理。除去物質は浮遊物、栄養塩類、その他がある。
	合流式下水道	汚水及び雨水を同一の管きよで排除し、処理する方式。 分流式に比べ管路施設の建設が容易（経済的・効率的）である一方、雨天時に汚水の一部が公共用水域へ未処理で排出されるため、汚濁負荷量、病原性微生物等による公衆衛生上の安全性、きょう雑物による景観に関する課題がある。 昭和 45 年 12 月の下水道法改正以降に策定された下水道計画は、分流式下水道により整備が行われている。
サ行	再生水	高度処理等によって、種々の再利用に適するようになった下水。
	財務諸表	事業者が利害関係者に対して一定期間の経営成績や財務状態等を明らかにするために複式簿記に基づき作成される書類。
	在来管	小平市において、公共下水道が整備される前から排水路として活用されていた管きよ（開水路も含む）。
	事業計画	全体計画に定められた計画を実施するため、事業計画期間（通常 5 ～ 10 年）における年次ごとに定められた計画をいう。
	市債	地方公共団体が建設等の資金調達のために借入れることによる債務で、その償還が一会計年度を越えて行われるものをいう。
	じじよ 自助	災害等に対して自分自身の力で生命・家族・財産等を守る行動をいう。
	受益者負担金	公共事業の実施により著しい利益を受ける者に対して、その受ける利益の限度において事業費の一部を徴収する負担金のこと。
	生活雑排水	水洗便所からの汚水を除く、台所、浴室排水等の日常生活から出る排水のこと。

用語		解説
サ行 (つづき)	せせらぎ用水	小川や水路を流れる水のこと。小平市では、東京都の清流復活事業により、野火止用水及び玉川上水等へ下水の処理水（再生水）が送水されている。
	全体計画	各マスタープランに定められた目標等に基づき、将来的な下水道施設の配置計画等を定めるもの。
	総合治水計画	河川と下水道の双方が一体となって地域の治水安全度の向上を図り、効率的に事業推進を図ることを目的として策定する総合的な雨水排水計画。
タ行	耐用年数	本来の用途に使用できるとされる推定年数をいう。
	単独浄化槽	台所、浴室排水等の雑排水を混入させずに、水洗便所からの汚水のみを処理する浄化槽。
	地球温暖化	人間の活動により二酸化炭素等の温室効果ガスが大気中に蓄積することにより生じる気温の上昇や降水量の変化等の気象変化。
	地方公営企業会計	独立した企業として経営を成り立たせていく会計制度。これにより財政の適正化、使用料金の最適化等へ結びつき下水道基盤強化に直接繋がる効果が期待される。
	中水道	水道ほど上質ではないが、下水よりはるかに浄化され、トイレ用水、散水、冷却・冷房用水、消化用水、清掃用水等に利用できる再生水のこと。
	長寿命化	時間とともに老朽化していく施設の予防保全的な管理及び管きょ内面の被覆あるいは部分取替等により、施設の耐用年数を延ばし、機能を維持すること。 長寿命化を効率的に行うため対策内容、規模、期間等を定める計画を「長寿命化計画」、施設の延命化を図り、かつ、ライフサイクルコストが安価となる対策のことを「長寿命化対策」という。
	特別会計	地方公共団体等の官庁会計において、一般会計とは別に設けられる独立した経理管理が行なわれる会計のこと。
	土地区画整理事業	都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用促進を図るため行われる土地の区画形質の変更及び公共施設の新設または変更に関する事業をいう。
ハ行	ハード対策	施設を設置することによって被害抑制を図る対策
	排水設備	下水を公共下水道に流出させるために必要な排水管、その他の排水施設で、土地、建物等の所有者及び管理者が設置するもの。
	はきぐち吐口	下水道施設から処理水や雨水を公共用水域に放流する放流口の施設をいう。

用 語		解 説
八行 (つづき)	発生主義	現金の収入や支出に関係なく、収益や費用の事実が発生した時点で計上しなければならない会計上の扱い。
	ヒートアイランド現象	都市部において、人口や経済活動が集中して、エネルギー消費増加に伴う排熱の増加や大気汚染による放射赤外線 ^{放射赤外線} の減少により、都市内の気温が郊外に比べ上昇すること。
	BOD	有機物が生物学的に分解され安定化するために要する酸素量をいい、水の汚濁状態を表す指標の一つである。
	PDCA サイクル	Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）の4段階を順次行い継続的に事業を改善するための運営管理、品質管理の手法の一つ。
	複式簿記 ^{ふくしきぼき}	すべての取引を、資産、負債、資本、費用又は収益のいずれかに属する勘定科目を用いて、ある勘定の借方と他の勘定の貸方に同じ金額を記入し、貸借平均の原理に基づいて組織的に記録・計算・整理する簿記のこと。
	分流式下水道	汚水と雨水を別々の管きょ系統で排除する方式。 汚水のみを下水処理場に導く方式であるため雨天時に汚水を公共用水域に未処理で放流することがないので、水質汚濁防止上有利である。
マ行	マグニチュード	地震そのものの規模（エネルギー量）を表す尺度。また、その数値のこと。震度とは異なる。
	水再生センター	東京都で定義している下水処理場の名称。一般的には、下水道法第2条に定める終末処理場のこと。
ラ行	ライフサイクルコスト	ある施設における初期建設コストと、その後の維持管理費用等を含めた生涯費用の総計。
	流域幹線	流域下水道管理者が設置、管理する主要な管きょのこと。
	流域関連公共下水道	主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道で、流域下水道に接続するもの。
	流域下水道	2以上の市町村からの下水を受け処理するための下水道で、下水処理場と幹線管きょからなる。事業主体は原則として都道府県である。 小平市の下水道は、多摩川流域下水道及び荒川右岸東京流域下水道に属する。

2 小平市下水道プラン策定経過

年月日	項目	内容
平成 21 年 10 月 26 日	平成 21 年度 第 2 回小平市環境審議会 ¹	小平市下水道プランについて 下水道事業の現状・問題点等について
平成 21 年 12 月 14 日	第 1 回策定検討委員会 ²	小平市下水道プランについて 下水道事業の現状・問題点等について
平成 22 年 2 月 9 日	第 2 回策定検討委員会	下水道事業の現状・問題点等について 基本理念・基本方針について
平成 22 年 3 月 16 日	平成 21 年度 第 3 回小平市環境審議会	下水道事業の現状・問題点等について 基本理念・基本方針について
平成 22 年 7 月 5 日	第 3 回策定検討委員会	小平市下水道プラン（素案）について
平成 22 年 8 月 5 日	平成 22 年度 第 1 回小平市環境審議会	小平市下水道プラン（素案）について
平成 22 年 10 月 25 日	平成 22 年度 第 2 回小平市環境審議会	小平市下水道プラン（素案）について
平成 22 年 11 月 9 日	第 4 回策定検討委員会	小平市下水道プラン（素案）について
平成 22 年 12 月 20 日	市民意見公募手続開始	小平市下水道プラン（素案）に対する意見聴取
平成 23 年 1 月 20 日	市民意見公募手続終了	
平成 23 年 2 月 18 日	平成 22 年度 第 4 回小平市環境審議会	市民意見公募手続の結果報告及び小平市下水道 プラン策定について
平成 23 年 3 月	小平市下水道プラン公表	

1 「平成 21 年度第 1 回小平市環境審議会」、「平成 22 年度第 3 回小平市環境審議会」、「平成 22 年度第 5 回小平市環境審議会」において、小平市下水道プランは審議していません。

2 「小平市下水道プラン策定検討委員会」の略称

3 小平市環境審議会規則と委員名簿

(1) 小平市環境審議会規則

平成13年
規則第24号

(趣旨)

第1条 この規則は、小平市環境基本条例(平成13年条例第20号。以下「条例」という。)第15条第3項の規定に基づき、小平市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の構成)

第2条 審議会の委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 市民 5人以内
- (2) 事業者 3人以内
- (3) 学識経験を有する者 3人以内
- (4) 関係行政機関の職員 1人

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第5条 会議は、公開する。ただし、会議を公開することにより、公平かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあるときは、審議会の議により非公開とすることができる。

- 2 会議の傍聴の手続、傍聴人の遵守事項その他会議の公開に関し必要な事項は、別に定める。

(資料の提出等の要求)

第6条 審議会は、審議事項について必要があると認めるときは、資料の提出、説明その他必要な協力を市長に求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、環境部において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則(平成13年6月27日・平成13年規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年8月30日・平成17年規則第77号)

この規則は、平成17年9月1日から施行する。

(2) 小平市環境審議会委員名簿

	役職	氏名	所属等	区分	備考
1	委員長	塩川 久男	日本大学非常勤講師	学識経験者 (規則第2条第3号)	
2	副委員長	宮崎 修治	市民公募	市民 (規則第2条第1号)	
3	委員	田口 誠弘	市民公募	市民 (規則第2条第1号)	
4	委員	宮本 千俊	市民公募	市民 (規則第2条第1号)	
5	委員	安間 正子	市民公募	市民 (規則第2条第1号)	
6	委員	山田 眞久	市民公募	市民 (規則第2条第1号)	
7	委員	猪熊 勇一	小平商工会会長 (株)京典	事業者 (規則第2条第2号)	
8	委員	加藤 愛児	小平二水会会長 アメリ工業株式会社総務部長	事業者 (規則第2条第2号)	
9	委員	田中 悦子	東京むさし農業協同組合	事業者 (規則第2条第2号)	
10	委員	西成 典子	大妻女子大学教授	学識経験者 (規則第2条第3号)	
11	委員	生原 喜久雄	東京農工大学名誉教授	学識経験者 (規則第2条第3号)	
12	委員	鈴木 薫	東京都環境局多摩環境事務所長	関係行政機関の職員 (規則第2条第4号)	平成22年 3月まで
		村田 正則	東京都環境局多摩環境事務所長	関係行政機関の職員 (規則第2条第4号)	平成22年 4月から

4 小平市下水道プラン策定検討委員会設置要綱と委員名簿

(1) 小平市下水道プラン策定検討委員会設置要綱

平成21年7月22日制定

(設置)

第1条 今後の市の下水道行政の指針となる小平市下水道プランを策定するにあたり、下水道の維持管理計画、財政計画等について検討を行うため、小平市下水道プラン策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 下水道施設の整備に関すること。
- (2) 下水道施設の維持管理に関すること。
- (3) 下水道事業の財政に関すること。
- (4) その他下水道プランの策定に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は環境部長の職にある者をもって充て、副委員長は環境部下水道課長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

(会議の主宰)

第6条 会議の議長は、委員長があたる。

- 2 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(構成員の任期)

第7条 委員会の構成員の任期は、委員会の設置期間とする。

(設置期間)

第8条 委員会の設置期間は、この要領の施行の日から平成23年3月31日までとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、環境部下水道課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(施行期日)

この要綱は、平成21年7月22日から施行する。

別表

		所 属
1	委員長	環境部長
2	副委員長	環境部下水道課長
3	委員	企画政策部政策課長
4	委員	財務部財政課長
5	委員	市民生活部防災安全課長
6	委員	都市開発部まちづくり課長
7	委員	都市建設部みちづくり課長
8	委員	都市建設部水と緑と公園課長
9	委員	環境部環境保全課長

(2) 小平市下水道プラン策定検討委員会委員名簿

	役職	所 属	氏名	備考
1	委員長	環境部長	水口 篤 小林 勝行	平成 22 年 3 月まで 平成 22 年 4 月から
2	副委員長	環境部下水道課長	荒井 章 對馬 建一	平成 22 年 3 月まで 平成 22 年 4 月から
3	委員	企画政策部政策課長	有川 知樹	
4	委員	財務部財政課長	教山裕一郎 津嶋 陽彦	平成 22 年 3 月まで 平成 22 年 4 月から
5	委員	市民生活部防災安全課長	武藤 眞仁	
6	委員	都市開発部まちづくり課長	清水 幸世 西 龍司	平成 22 年 3 月まで 平成 22 年 4 月から
7	委員	都市建設部みちづくり課長	加藤 一仁 清水 幸世	平成 22 年 3 月まで 平成 22 年 4 月から
8	委員	都市建設部水と緑と公園課長	野田 悟	
9	委員	環境部環境保全課長	大沼 卓郎 村上 千草	平成 22 年 3 月まで 平成 22 年 4 月から

表紙のイラスト：ふれあい下水道館

地下 25m に埋められている実際の下水道管きょの中に入り下水の色や臭い等を体験できる全国でも珍しい施設です。

本市全域の下水道整備（汚水）が完了したことを記念して作られました。



〒187-0022 東京都小平市上水本町1-25-31
TEL.042(326)7411 FAX.042(326)9266

—ご利用案内—

開館時間／午前10時～午後4時まで
休館日／①毎週月曜日（休・祝日の場合はその直近の平日）
②12月27日から1月5日まで
入館料／無料

裏表紙のイラスト：小平市マンホール蓋デザイン

マンホール蓋のデザインは、下水道整備（汚水）が完了したことを記念して、広く市民の皆さんから公募した作品です。

小平市下水道プラン

発行年月	平成23年（2011年）3月
編集・発行	小平市環境部下水道課
住所	〒187-8701 小平市小川町二丁目1333番地
電話番号	(042)341-1211（代表）
ファックス	(042)341-9520
電子メール	gesuido@city.kodaira.lg.jp

この印刷物は再生紙を使用しています。



合流区域



分流区域(汚水)



分流区域(雨水)

小平市マンホール蓋デザイン